

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護
特別養護老人ホームすこやか苑 料金表

<利用料一覧>

自己負担額	介護度や各種加算、負担割合に応じた金額
居 住 費	1日につき 2,066 円
食 費	朝食 405 円 昼食 520 円 夕食 520 円
コ ピ ー 代	1枚につき 10 円
電 気 料	個人用テレビを持込した場合 月 500 円
送 迎 代	通常の地域を超えて行う送迎の場合 1,000 円加算

<基本利用料（介護給付）>

(単位 円)

介護度	介護報酬	居住費	食費	合 計
				1 日
要介護 1	1,408	2,066	1,445	4,919
要介護 2	1,544	2,066	1,445	5,055
要介護 3	1,694	2,066	1,445	5,205
要介護 4	1,836	2,066	1,445	5,347
要介護 5	1,974	2,066	1,445	5,485

※令和 6 年 8 月 1 日から

<基本利用料（予防給付）>

(単位 円)

介護度	介護報酬	居住費	食費	合 計
				1 日
要支援 1	1,058	2,066	1,445	4,569
要支援 2	1,312	2,066	1,445	4,823

※令和 6 年 8 月 1 日から

<各種加算>

併設型：本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に併設した短期入所専門ユニットを利用した場合

加 算 名	要 件
看護体制加算（Ⅰ） 8 単位/日	常勤の看護師を 1 名以上配置しているため加算されます。 ※要介護者のみ適用されます。
看護体制加算（Ⅱ） 16 単位/日	常勤の看護師を 1 名以上配置し、24 時間連絡できる体制を確保しているため加算されます。 ※要介護者のみ適用されます。

機能訓練体制加算 24 単位/日	常勤専従の機能訓練指導員として理学療法士を配置しているため、加算されます。
送迎加算 368 単位/片道	利用者の心身の状態、家族等の事情から、居宅と事業所との間の送迎を行う場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算 180 単位/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 36 単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であり、定員超過利用・人員基準欠如に該当しない場合加算されます。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 総単位数 100 分の 14	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善策を実施している施設として青森市長に届け出ているため、月々の介護保険利用総単位数に応じて加算されます。

※1 単位=10 円で算出されます。正確な料金についてはお問い合わせください。

※令和6年6月1日から

<各種加算>

空床利用型：本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の空きベッドを利用した場合

加算名	要件
看護体制加算（Ⅰ） 8 単位/日	常勤の看護師を1名以上配置しているため加算されます。 ※要介護者のみ適用されます。
看護体制加算（Ⅱ） 16 単位/日	常勤の看護職員を2名以上配置し、24時間連絡できる体制を確保しているため加算されます。 ※要介護者のみ適用されます。
機能訓練体制加算 24 単位/日	常勤専従の機能訓練指導員として理学療法士を配置しているため、加算されます。
送迎加算 368 単位/片道	利用者の心身の状態、家族等の事情から、居宅と事業所との間の送迎を行う場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算 180 単位/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、加算されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 36 単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であり、定員超過利用・人員基準欠如に該当しない場合加算されます。 ※令和 6 年 5 月 1 日から
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 総単位数 100 分の 14	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善策を実施している施設として青森市長に届け出ているため、月々の介護保険利用総単位数に応じて加算されます。

※1 単位=10 円で算出されます。正確な料金についてはお問い合わせください。

※令和 6 年 6 月 1 日から